

高知県指定野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第12条（省略） 附 則 1 この要綱は、昭和61年11月7日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第7条、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 1 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成15年10月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成18年4月24日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成19年12月21日から施行し、平成19年8月31日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成22年3月1日から施行し、平成21年6月1日から適用する。 附 則	第1条～第12条（省略） 附 則 1 この要綱は、昭和61年11月7日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第7条、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 1 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成15年10月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成18年4月24日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成19年12月21日から施行し、平成19年8月31日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成22年3月1日から施行し、平成21年6月1日から適用する。 附 則

改 正 後	改 正 前
1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 17 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 2 年 10 月 19 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 8 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>1 この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。</u> 別表第 1 ～第 2 （省略） 別記第 1 ～第 5 号様式（省略）	1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 17 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 2 年 10 月 19 日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 8 日から施行する。 <u>(追加)</u> 別表第 1 ～第 2 （省略） 別記第 1 ～第 5 号様式（省略）